

毎月勤労統計調査の概要

1 調査の沿革

「毎月勤労統計調査」の起源は古く、大正12年7月内務省社会局で調査が開始された「職工賃銀毎月調査」及び「鉱夫賃銀毎月調査」を母体とし、その後幾多の変遷と改正を経ているが、現在の名称に改められたのは、勤労統計調査令が公布された昭和19年7月であった。

その後、数次にわたる改正があり、昭和26年4月には、所管も労働省（現在の厚生労働省）に全面移管されるとともに、従来全国調査のみであったこの調査に、都道府県労働基準局で行っていた都道府県別の「毎月勤労統計調査」が、「毎月勤労統計調査地方調査」として吸収され、全国・地方を通じて一貫した方法により、賃金、労働時間及び雇用の動きを把握できるようになった。

昭和32年7月には、従来30人以上だった調査対象の規模を広げ、5～29人規模の事業所については全国乙調査を1～4人規模の事業所については年1回「特別調査」を実施することとし、従来の全国調査については全国甲調査として調査体系の整備が行われた。その後、昭和55年7月には特別調査の規模が1～29人に拡充された。

平成2年1月には、サービス経済化の進行及び小規模事業所の増加に伴い、毎月勤労統計調査の中核たる全国甲調査及び地方調査のカバー率が大幅に減少し、統計数値としての代表性が低下してきたため改正がなされた。

この改正により、「全国調査」は甲調査と乙調査が統合され、5人以上規模事業所を対象とすることとなり、「地方調査」は、調査対象の事業所規模が従来の30人以上から全国調査と同じ5人以上となった。これにより「特別調査」の調査対象の規模が1～4人の事業所のみとなった。

平成5年1月からは、昨今増大しつつあり調査結果に無視し得ない影響を与えるパートタイム労働者についても、賃金・労働時間を調査するようになった。

現在の調査体系は、次のとおりである。

全 国 調 査

地 方 調 査

〔 全国の結果を出すことを
目的としている。 〕

〔 都道府県別の結果を出す
ことを目的としている。 〕

常用労働者30人以上

(第一種事業所)

毎月調査

毎月調査

(郵送調査又はオンライン)

(郵送調査又はオンライン)

常用労働者5～29人

(第二種事業所)

毎月調査

毎月調査

(調査員又はオンライン)

(調査員又はオンライン)

特 別 調 査

常用労働者1～4人

年 1 回 調 査 (調 査 員 調 査)

2 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計であり、「地方調査」は賃金、労働時間及び雇用について、本県における毎月の変動を明らかにすることを、「特別調査」は全国調査及び地方調査を補完することを目的としている。

(2) 調査の対象

日本標準産業分類に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）の各産業を対象に、「地方調査」は、常時5人以上の常用労働者を雇用する民営、官営及び公営の事業所のうち厚生労働大臣が指定する約900事業所について、「特別調査」は、平成30年7月31日現在1～4人の常用労働者を雇用する事業所のうち厚生労働大臣が指定する一定の地域に所在する約500事業所について調査を行った。

(3) 調査期日

① 地方調査（5人以上規模事業所）

毎月末日現在（給与締切日の定めがある場合は、毎月最終給与締切日現在）。

② 特別調査（1～4人規模事業所）

毎年7月31日現在（給与締切日の定めがある場合は、7月の最終給与締切日現在）。ただし、特別に支払われた給与（特別給与）については、調査年の前年の8月1日から調査年の年7月31日までの期間。

(4) 調査対象事業所又は標本調査区の抽出方法

① 地方調査

標本設計は、産業別、規模別の常用労働者1人平均月間きまって支給する給与の標準誤差率を一定程度内とすることに主眼が置かれている。その目標精度は、産業大分類及び中分類において10%となっている。

調査対象事業所の抽出方法は、次のとおりである。

ア 30人以上規模事業所（第一種事業所）

経済センサスの結果に基づき、事業所全数名簿を作成し、これを産業、規模別に区分し、所定の抽出率により無作為に抽出している。（層化無作為抽出法（事業所抽出））

直近では平成30年1月に平成26年経済センサス-基礎調査（正確には、平成27年次フレーム）に基づき抽出替えを実施した。

イ 5～29人規模事業所（第二種事業所）

経済センサスの基本調査区を数個ずつ統合した「毎勤第二種基本調査区」を設定し、そのうち42調査区を抽出し、調査区内の5～29人規模の全事業所の名簿を作成する。

その名簿から産業別に所定の抽出率により無作為に1調査区あたり約10事業所の合計約420事業所を抽出する層化無作為二段抽出法（調査区及び事業所抽出）により抽出している。

調査期間は原則として 18 か月であるが、標本事業所の交代は一斉に行うのではなく、調査区を 3 組に分けて、6 か月ごとに 3 分の 1 ずつ交代する方式（ローテーション方式）をとっている。

② 特別調査（1～4 人規模事業所）

調査区として一定の範囲を抽出する、いわゆる集落抽出法を探っている。調査産業計における常用労働者 1 人平均「きまって支給する給与」の標準誤差率を 5 % 以内とすることを主眼として標本設計が行われており、その方法は次のとおりである。

経済センサスの基本調査区を数個ずつ統合して、「毎勤特別基本調査区」を設定し、これを母集団とし、所定の抽出率により層化抽出された 48 調査区について、その地域内にある調査産業に属する平成 30 年 7 月 31 日現在の常用労働者が 1～4 人である事業所全部が調査対象になっている。（調査区抽出（層化一段抽出法））

（5）産業分類の接続について

この調査においては、平成 22 年 1 月分調査から、平成 19 年 11 月に改定された日本標準産業分類（以下、「新産業分類」という。）に基づいて結果の公表を行うよう変更している。

このため、従前の産業分類（以下、「旧産業分類」という。）に基づいて表章している平成 21 年以前の結果と接続しないもの（下表「×」）は、指数、増減率が算出されない期間があるため、注意が必要である。

なお、平成 21 年以前の結果との接続については、厚生労働省の「毎月勤労統計調査全国調査の表章産業の変更について（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/d1/maikin-hyosyo.pdf>）」を参照すること。

新産業分類(平成22年以降)	旧産業分類との接続	旧産業分類(平成21年以前)
TL 調査産業計	△	TL 調査産業計
C 鉱業、採石業、砂利採取業	○	D 鉱業
D 建設業	○	E 建設業
E 製造業	○	F 製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	○	G 電気・ガス・熱供給・水道業
G 情報通信業	△	H 情報通信業
H 運輸業、郵便業	△	I 運輸業
I 卸売業、小売業	△	J 卸売・小売業
J 金融業、保険業	○	K 金融・保険業
K 不動産業、物品賃貸業	×	
L 学術研究、専門・技術サービス業	×	
M 宿泊業、飲食サービス業	×	
N 生活関連サービス業、娯楽業	×	
O 教育、学習支援業	△	O 教育、学習支援業
P 医療、福祉	△	N 医療、福祉
Q 複合サービス事業	△	P 複合サービス業
R サービス業(他に分類されないもの)	×	
記号の説明		
○:完全接続 △:完全ではないが接続するもの ×:接続しない		

3 地方調査の集計方法

(1) 実数集計

事業所から提出された調査票を本県において集計し、産業別、規模別及び性別に母集団に復元したものである。

注) 調査事業所が少ない産業（例えば、鉱業）については、秘密保護のため公表していないが、上位分類（例えば、調査産業計）の数値には含まれている。

ア 月例分の実数集計

調査票を積み上げた数値と母集団労働者数（前月分の当該単位集計産業、単位事業所規模の本調査期間末常用労働者数）を用いて、次により算出する。

集計事項	集計方法	小数点以下桁数
雇用		
① 前調査期間末常用労働者数	サマリーそのもの	0
② 調査期間中の増加常用労働者数	サマリーそのもの	0
③ " 減少常用労働者数	サマリーそのもの	0
④ 本調査期間末常用労働者数	①+②-③	0
⑤ パートタイム労働者数	サマリーそのもの	0
⑥ パートタイム労働者比率	⑤÷④×100(%)	1
労働時間		
⑦ 常用労働者 1 人平均月間出勤日数	サマリー×2÷(①+④)	1
⑧ " 総実労働時間数	⑨+⑩	1
⑨ " 所定内労働時間数	サマリー×2÷(①+④)	1
⑩ " 所定外労働時間数	サマリー×2÷(①+④)	1
賃金		
⑪ 常用労働者 1 人平均月間現金給与総額	⑫+⑯	0
⑫ " きまって支給する給与	サマリー×2000÷(①+④)	0
⑬ " 所定内給与（男女計）	⑭-⑮	0
⑭ " 超過労働給与（男女計）	サマリー×2000÷(①+④)	0
⑮ " 特別に支払われた給与	サマリー×2000÷(①+④)	0

- 注) 1 サマリーとは、産業、事業所規模及び性別ごとに、調査票を積み上げた数値に推計比率を乗じたものをいう。
 2 推計比率は、母集団労働者数を、調査票の前調査期間末常用労働者数（男女計）を積み上げた数値で除することにより、小数点以下第 7 位まで求める。
 3 小数点以下桁数は、四捨五入により丸めて求める。
 4 集計方法における①②等は、集計事項の①②等を示す。

イ 年平均実数集計

各調査項目について、1月～12月の月次サマリーを合計した年累計サマリーを用いて、次に示した集計方法より算出する。

集 計 事 項	集 計 方 法	小数点 以下桁数
雇 用		
① 前調査期間末常用労働者数	年累計サマリー÷12	0
② 調査期間中の増加常用労働者数	年累計サマリー÷12	0
③ " 減少常用労働者数	年累計サマリー÷12	0
④ 本調査期間末常用労働者数	①+②-③	0
⑤ パートタイム労働者数	年累計サマリー÷12	0
⑥ パートタイム労働者比率	⑤÷④×100 (%)	1
労働時間		
⑦ 常用労働者1人平均月間出勤日数	年累計サマリー×2÷(①'+④')	1
⑧ " 総実労働時間数	⑨+⑩	1
⑨ " 所定内労働時間数	年累計サマリー×2÷(①'+④')	1
⑩ " 所定外労働時間数	年累計サマリー×2÷(①'+④')	1
賃 金		
⑪ 常用労働者1人平均月間現金給与総額	⑫+⑯	0
⑫ " きまつて支給する給与	サマリー×2000÷(①'+④')	0
⑬ " 所定内給与（男女計）	⑭-⑮	0
⑭ " 超過労働給与（男女計）	サマリー×2000÷(①'+④')	0
⑮ " 特別に支払われた給与	サマリー×2000÷(①'+④')	0

注) 1 小数点以下桁数は、四捨五入により丸めて求める。

2 集計方法における①②等は、集計事項の①②等を示す。

3 ①'④'は、それぞれ前調査期間末常用労働者数、本調査期間末常用労働者数の年累計サマリー（12で除す前の数値）を示す。

(2) 指数の作成

平成27年平均を基準数値として、次の指標を作成している。

① 月次指数の作成

次の式を用いて、四捨五入して小数点以下第1位まで算出した。

$$\text{月次指数} = \frac{\text{月次の調査結果の実数}}{\text{基 準 数 値}} \times 100$$

また、実質賃金指数は、現金給与総額指数又はきまつて支給する給与指数を「広島市消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）」で除して100倍し、四捨五入して小数点以下第1位まで算出した。

「月次指數」と「月次の調査結果の実数」との関係は、次のとおりである。

月 次 指 数	月 次 の 調 査 結 果 の 実 数
現金給与総額指数	常用労働者1人平均月間現金給与総額
きまつて支給する給与指数	〃 きまつて支給する給与額
所定内給与指数	〃 所定内給与額
総実労働時間指数	〃 総実労働時間数
所定内労働時間指数	〃 所定内労働時間数
所定外労働時間指数	〃 所定外労働時間数
常用雇用指数	本調査期間末推計常用労働者数

② 年平均指數の作成

月次指數を12か月単純平均し、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで算出した。ただし、実質賃金指數は、現金給与総額指數又は定期給与指數の年平均値を、広島市消費者物価指數（持家の帰属家賃を除く総合）の年平均値（それぞれ四捨五入して小数点以下第1位までの数値）で除して100倍し、四捨五入して小数点以下第1位まで算出した。

③ 基準数値

基準年の実数を、指數と同様の方法（ギャップ修正と同様の方法）で修正した修正実数を12か月単純平均した数値のことである。

(3) 増減率の作成

指數を用いて、四捨五入して小数点以下第1位まで計算した。ただし、指數を作成していないものについては、実数を指數と同様の方法（ギャップ修正と同様の方法）で修正した修正実数から計算した。

(4) 労働異動率の作成

次の式を用いて、四捨五入して小数点以下第2位まで算出した。

$$\text{入(離)職率} = \frac{\text{調査期間中の増加(減少)常用労働者数}}{\text{前調査期間末常用労働者数}} \times 100$$

年平均値は、12か月単純平均して作成した。

なお、労働異動率及びその増減差は、過去に遡って改訂することはない。

4 指数の改訂

指数は、①基準年の変更に伴う改訂（以下「基準時更新」という。）、②規模30人以上事業所（以下「第一種事業所」という。）の抽出替えに伴う改訂及び③常用労働者数のベンチマーク更新という3つの事由で過去に遡って改訂する。（平成30年以降は、抽出替えに伴う改定は行わない。）なお、直近では指数の改訂を次のとおり行っている。

- ①基準時更新：平成29年1月分公表時
- ②第一種事業所の抽出替えに伴う改訂：平成27年1月分公表時
- ③常用労働者数のベンチマークの更新：平成30年1月分公表時

① 基準時更新

基準時更新とは、指数の基準年を西暦年の末尾が0又は5の付く年に変更する改訂のことをいい、5年ごとに行うものである（指数の基準時に関する統計基準（平成22年3月31日総務省告示第112号）に基づく）。

この基準時更新では、各指数の全期間にわたって改訂するが、増減率は改訂しない。

② 第一種事業所の抽出替えに伴う改訂（ギャップ修正）

経済センサスの実施周期に合わせて、第一種事業所の抽出替え（調査対象事業所の入れ替え）を行っている。その際に、新旧の調査対象事業所が入れ替わったことにより、単位集計区分内の集計値（労働者数を除く。）に段差（ギャップ）が生じるため、新・旧の期間をまたぐ統計の接続性を確保するために、技術的に補正している。この補正のことを「ギャップ修正」と呼んでいる。

ギャップ修正の基本的な考え方は、以下のとおりである。

- [1]第一種事業所の抽出替え（新母集団枠に基づくもの）実施月の新サンプルによる調査結果は、最新の事業所情報を反映した水準と考えられる。
- [2]一方、旧サンプルの調査結果についても、それぞれの調査時点での事業所情報を反映した水準であると考えられる。
- [3]調査対象が入れ替わったことによる新・旧結果の「ずれ」について、新・旧の期間をまたぐ分析を行う際には、抽出替えを行った月に急激な変化が生じたと考えることは、不適切であると考えられるため、旧サンプルの結果が新サンプルの結果になめらかに接続するよう、旧サンプルの調査開始時点に遡って段階的に調整する。

賃金・労働時間指数を例に取れば、第一種事業所の抽出替え実施月に旧サンプルと新サンプルとの調査を行い、新サンプルによる調査結果を最新の事業所情報を反映された水準と考え、この水準と現行の指数の水準との間に生じるギャップについて、過去に遡って技術的に補正している。

なお、指数を作成していない所定外給与、特別に支払われた給与及び夏季・年末賞与についてもこのギャップの補正計算と同様な計算を行い、増減率のみ改訂する。

ただし、毎月の絶対的な水準を表す実数値については、改訂を行っていない。そのため、公表されている増減率と実数から計算した増減率は必ずしも一致しないので、時系列比較を

する際には注意を要する。また、パートタイム労働者比率及び入・離職率はギャップ修正を行わない。

《参考》平成 27 年 1 月分調査における指標の改訂の考え方

平成 27 年 1 月のギャップ修正は、平成 24 年次フレーム（事業所母集団データベース）に基づく第一種事業所の抽出替えを平成 27 年 1 月分調査で行ったことに伴い、賃金指数及び労働時間指数の改訂を行った。

(1) 賃金・労働時間指標

賃金・労働時間指標については、ギャップ修正の基本的な考え方従い、前回のギャップ修正実施月の翌月である平成 24 年 2 月分に遡って指標の補正を行った。

抽出替えに伴うギャップを、

$$G \text{ (ギャップ率)} = \frac{\text{平成 27 年 1 月分新調査結果}}{\text{平成 27 年 1 月分旧調査結果}}$$

として、平成 24 年 2 月分から平成 26 年 12 月分までの指標を次式により補正した。

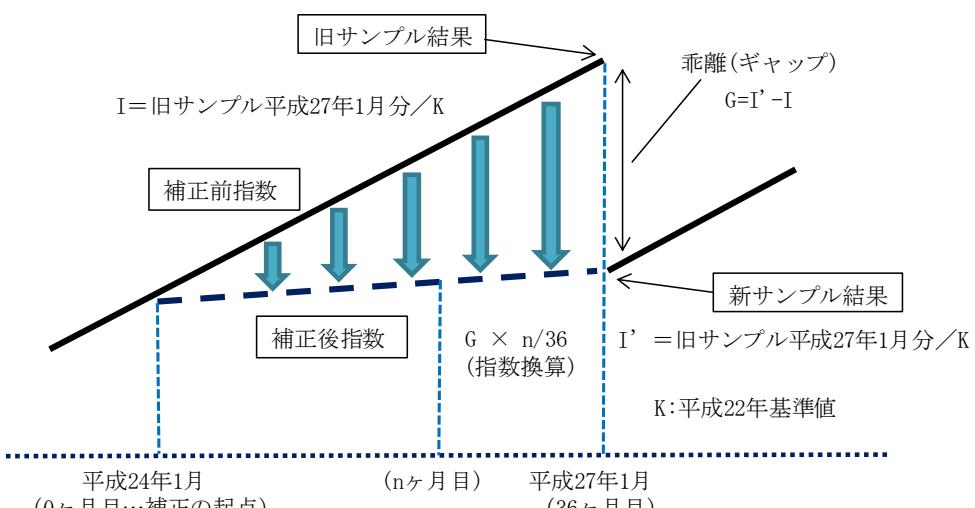
$$I' \text{ (補正後指標)} = I \text{ (補正前指標)} \times \left\{ 1 + \frac{n}{36} (G - 1) \right\}$$

ここで、n は、平成 24 年 2 月から当該月までの月数とする（平成 24 年 2 月；n=1、平成 26 年 12 月；n=35）。

一般・パートタイム労働者別の賃金・労働時間指標についても同様の方法で補正した。

（注）賃金指標については、いずれの指標についても「きまって支給する給与」のギャップ率を用いた。

イメージ図



* わかりやすさのための簡易的な図解であり、実際の計算は、新サンプル結果と旧サンプル結果の比であるギャップ率を用いて計算している。

(2) 実質賃金指数

実質賃金指数については、上記(1)で(名目)賃金指数を補正した後、次式により補正した。

$$I' \text{ (補正後実質賃金指数)} = \frac{(1) \text{による補正後の (名目) 賃金指数}}{\text{消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く総合)}} \times 100$$

(3) 増減率の改訂

ギャップ修正を行った指数により、増減率を再計算した。

すなわち、賃金・労働時間指数の増減率を平成24年2月分以降について改訂した。

なお、指数を作成していない所定外給与、特別に支払われた給与及び夏季・年末賞与についても、このギャップの補正計算と同様な計算を行い、増減率のみ改訂した。

③ 常用労働者数のベンチマークの更新（常用雇用指標のギャップ修正）

単位集計区分毎に前月のベンチマーク（注1）に対して、標本事業所における前月から当月への変動を反映し、当月の値を算出するリンク・リラティブ方式で常用労働者数を推計している。

また、この常用労働者数は、単位集計区分の集計値を積み上げる際のウエイトとしても利用されている。

常用労働者数のベンチマークの数値については、民営・公営事業所を対象とする経済センサス基礎調査（注2）の結果が利用できるタイミングで更新している。この時、常用雇用指標（就業形態計）については、前回のベンチマーク設定時点以降の期間の指標についてギャップ修正を行っている。

なお、一般労働者・パートタイム労働者別の常用雇用指標について、基本的には、常用雇用指標（就業形態計）の補正の考え方と同様に行っているが、新母集団労働者数を用いて新・旧の両サンプルそれぞれの集計を行った場合、旧調査結果と新調査結果とでは、前月末の一般労働者・パートタイム労働者の推計値にギャップが生じるため、常用雇用指標（就業形態計）の補正に加えて、このギャップについての補正を行っている。

（注1）前月の母集団労働者数に雇用保険事業所データによる補正を施したもの。

（注2）経済センサスには、公営事業所を含めた全事業所を対象とする「基礎調査」と民営事業所のみを対象とする「活動調査」がある。

《参考》平成30年1月分調査における常用雇用指標の改訂の考え方

平成30年1月分調査のギャップ修正は、これまで集計に用いている母集団労働者数を「平成26年経済センサス-基礎調査」に基づく労働者数に変更したことから、常用雇用指標について補正を行った。

(1) 指標の修正

ア 修正期間

平成21年7月から平成29年12月までの間

イ ギャップ率の計算

$$G_1 = \frac{\text{新集計で使用する母集団労働者数}}{\text{旧集計で使用する母集団労働者数} (\text{前月分の本調査期間末労働者数})}$$

(小数点以下第 7 位まで)

ウ 指数の修正

平成 21 年 7 月から平成 26 年 6 月までの指数を次の式に基づき修正した。

$$I' (\text{修正後指標}) = I (\text{修正前指標}) \times \left\{ 1 + \frac{n}{60} (G_1 - 1) \right\}$$

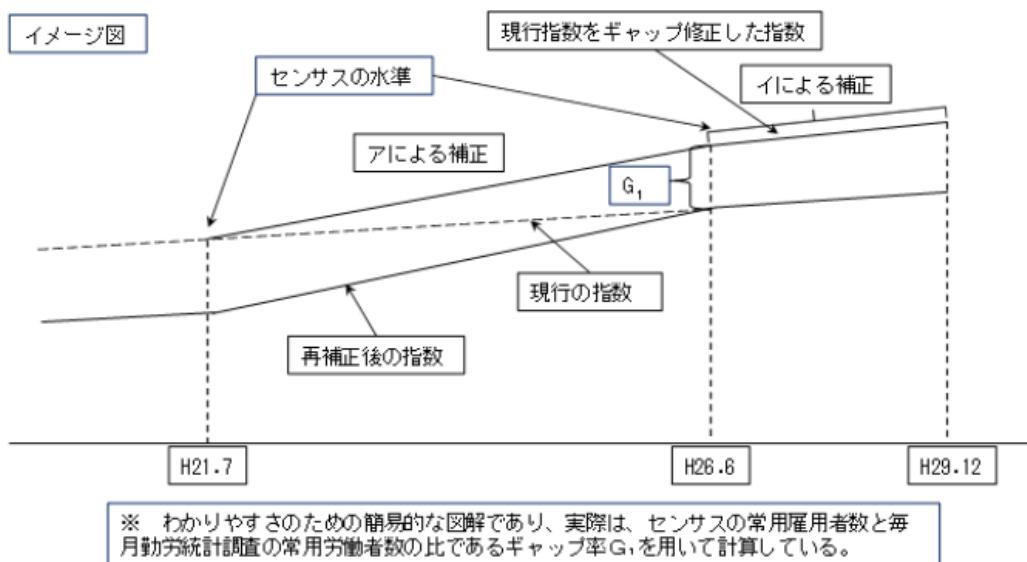
(小数点以下第 14 位まで)

ここで、n は、平成 21 年 7 月分から当該月までの月数とする（平成 21 年 7 月：n=1、平成 26 年 6 月：n=60）。

また、平成 26 年 7 月分から平成 29 年 12 月分までの指数を次式により修正した。

$$I' (\text{修正後指標}) = I (\text{修正前指標}) \times G_1$$

(小数点以下第 1 位まで)



エ 年平均等の指標

年平均の指標については、各月の指標をウの式に基づき改訂した後、当該期間で単純平均して算出した。

オ 指数の再修正（平成 27 年平均が 100 となるように修正）

現在の指標は平成 27 年を 100 とするものなので、平成 27 年平均が 100 となるように、ウで得た平成 27 年 12 月分までの各指標を次式により再度修正する（一定数を乗じる修正）。ウの修正期間よりも前の期間の指標も同じ一定数を乗じて修正する。

$$I'' \text{ (再修正後指數)} = I' \text{ (修正後指數)} \times \frac{1200 \text{ 注}}{\text{平成 27 年各月の補正後指數の合計}} \\ (\text{小数点以下第 1 位まで})$$

I'' : 再修正後の指數（平成 27 年平均が 100 となる。）

I' : ウで修正後指數（ウの修正期間前にあってはもとの指數）

注：補正指數の作成できない月がある場合、作成できた月の数 × 100

(2) 増減率の改訂

平成 21 年 7 月分から平成 27 年 6 月分までの前年同月増減率、平成 21 年平均から平成 27 年平均の前年増減率については、指數を(1)のとおり修正した後、再計算したものに改めた。（平成 21 年 6 月分以前及び平成 27 年 7 月分以降については、再計算しない。）

(3) 一般・パートタイム労働者別常用雇用指數

一般・パートタイム労働者別常用雇用指數も、基本的には(1)の常用雇用指數（就業形態計）のギャップ修正の考え方と同様であるが、平成 30 年 1 月分調査について、新母集団労働者数を用いて新・旧の両サンプルそれぞれの集計を行った場合、旧調査結果と新調査結果とでは前月末の一般・パートタイム労働者数の推計値にギャップが生じるため、上記(1)の修正に加えて、このギャップについての修正を平成 24 年 1 月分以降の指數について行った（詳細については省略）。

5 特別調査の集計方法

(1) 常用労働者数の算定

$$\hat{R}_1 = \sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}$$

$h=1 \dots, L$: 層

M_h : 第 h 層の母集団調査区数

$$M = \sum_{h=1}^L M_h$$

m_h : 第 h 層の標本調査区数

n_{hi} : 第 h 層の第 i 調査区内の事業所数

X_{hij} : 第 h 層第 i 調査区内第 j 事業所の特定集計区分に該当する労働者数

(2) 賃金、労働時間等の算定

(例) きまつて支給する現金給与額の推計値の算出

年齢、勤続年数、出勤日数、実労働時間数及び過去 1 年間特別に支払われた現金給与額についても同様の方法で求める。

$$\hat{R}_2 = \frac{\sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}} \sum_{k=1}^{f_{hij}} Y_{hijk}}{\sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}} = \frac{\sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} t_{y_{hi}}}{\sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} t_{x_{hi}}}$$

f_{hij} : 第 h 層第 i 調査区内第 j 事業所の特定の集計区分に該当する労働者数

Y_{hijk} : 第 h 層第 i 調査区内第 j 事業所の特定の集計区分に該当する

第 k 労働者のきまつて支給する現金給与額

$$t_{y_{hi}} = \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{k=1}^{f_{hij}} Y_{hijk} \quad \text{第 } h \text{ 層第 } i \text{ 調査区における特定の集計区分に該当する労働者のきまつて支給する現金給与額の総和}$$

$$t_{x_{hi}} = \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij} \quad \text{第 } h \text{ 層第 } i \text{ 調査区における特定の集計区分に該当する労働者数}$$

6 用語の解説

(1) 現金給与額

① 現金給与総額

給与から所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の総額であることであり、「きまつて支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額

② きまつて支給する給与（定期給与）

基本給や家族手当・時間外手当など、労働協約・就業規則などによってあらかじめ定められた算定方法によって支給される給与のうち、「特別に支払われた給与（特別給与）」以外のもの

③ 所定内給与

きまつて支給する給与のうち、「所定外給与（超過労働給与）」以外のもの

④ 所定外給与（超過労働給与）

時間外手当や早朝出勤手当・休日出勤手当・深夜手当など、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や休日・深夜労働に対して支給される給与

⑤ 特別に支払われた給与（特別給与）

次のア～エに該当するもの

ア 賞与（ボーナス）

イ ベースアップが行われた場合の差額追給分

ウ 6か月ごとに支給される通勤手当など、3か月を超える期間で算定される現金給与

エ 臨時に支払われた現金給与

一時的突発事由に基づいて支払われたもの、あるいは、結婚手当など、支給条件はあらかじめ確定しているが、支給事由の発生が極めて不確定かつ非常にまれに発生するもの

(2) 実労働時間

① 総実労働時間

「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計

② 所定内労働時間

事業所の就業規則等で定められている正規の始業時刻から終業時刻までの間の実労働時間数

③ 所定外労働時間

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数

④ 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数のことで、午前0時から24時までの間に1時間でも就業すれば出勤日数として計上

(3) 常用労働者

① 常用労働者

期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者

② パートタイム労働者

常用労働者のうち、1日の労働時間又は1週の労働日数が一般の労働者よりも短い者

③ 一般労働者

常用労働者のうち、「パートタイム労働者」以外の者